地域計画

策定年月日	令和7年3月31日					
更新年月日	令和7年10月17日 (第1回)					
目標年度	令和16年度					
——————— 市町村名	射水市					
(市町村コード)	(162116)					
地域名	櫛田地区					
(地域内農業集落名)	(小泉、牧田、松原、宮新田、山ノ谷、西村、本村、布目沢、円池、荒町、新田、梅ノ木、大久保、竹原)					

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	331 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	322 ha
② 田の面積	292 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	39 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備者)	

(頒考)

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 - 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 - 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 - 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、 備考欄にその旨記載してください。
 - 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
- 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

地域の大部分でほ場の基盤整備が進み、担い手への集積率は90%を超えている一方、一部の中山間地域におい て個人農家が耕作するほ場では、粘質土壌など、耕作条件の悪いほ場も存在する。

今後、担い手不足が懸念されるなか、外部からの新しい人を受け入れる風土がないといった声もあり、作業の効率 化、複合経営による通年雇用、コマツナ等作物のブランド化により持続可能な農業の発展を目指す。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

主穀作中心の5つの経営体を中心に、現在の耕作地の継続的な維持を図るとともに、園芸についてはコマツナと言 えば"射水"と言われるほどの産地化を目指す。

また、楽しい農業・儲かる農業をやりたいとの声も挙がっており、まずは子供を巻き込んで親子で参加できるイベント などを通して若い人の掘り起こしについて検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針									
地区外の担い手農地について、話し合いにより地域内の担い手が請け負い、農地の集積を進めていく。									
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標									
現状の集積率 96.7 % 将来の目標とする集積率 96.7 %									
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標									
畦畔除去に対する事業につい	ヽて支援を行い	、集約を	図る。						

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

ĺ	1	١	典	田井	α	集積.	隹	₩ 1	10	カ町	7 4日
١	ı	,	H-	ны	3 U A	<i>,</i> —	=	ויוניו	1 . U	וםני	l TKH

・認定農業者や個人農家で営農の継続が困難になった場合は、近隣の認定農業法人等に集積していく。

(2)農地中間管理機構の活用方法

・すでに多くの経営体が農地中間管理機構を活用している。営農の継続が困難になった場合は、農地中間管理機構 を活用して、段階的に集約化を進める。

(3)基盤整備事業への取組

・地域内西側の農地については基盤整備完了済みである。東側地区について早期事業化に向けて国・県に対して要望している。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

・県やJA、射水市農業再生協議会等の関係機関が連携し、とやま農業未来カレッジの卒業生等の就農希望者に対する就農相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必	要な事項を選択し、取組内容を記載してください)
----------------------	-------------------------

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					 	
~	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	>	③スマート農業	④畑地化·輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料•資源作物等	Y	⑦保全・管理等	V	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①有害鳥獣被害が拡大しないよう耕作するほ場に適した防護柵の設置に継続して取り組むとともに、目撃情報があった場合は関 係機関と連携し、速やかに対応する。
- ③ドローンによる肥料散布や自動給水栓の導入など、作業の省力化・効率化につながるスマート農業機械等を導入する。
- ⑦多面的機能支払交付金の活用により、農地、水路等の保全管理を進める。中山間地域等直接支払い交付金の活用により、農 地や農道等の保全管理を進める。
- ⑧施設園芸用ハウスの増設に取組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

		現状				10年後						
農業を担う者 農業を担う者			5九1人			(目標年度:令和 16 年度)						
	(氏名•名称)	経営作目等	経営面	積	作業受託 面積	経営作目等	経営面	積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考	
認農		水稲、園芸振興作物	0.5	ha	– ha	水稲、園芸振興作物	0.5	ha	ha	Α		
認就		園芸振興作物	1.54	ha	– ha	a 園芸振興作物	1.54	ha	ha	В		
認農		水稲·園芸振興作物	2.82	ha	– ha	水稲・園芸振興作物	2.82	ha	ha	С		
認農		水稲·大麦	25.71	ha	– ha	∦水稲・大麦	25.71	ha	ha	D		
認農		水稲·大豆	28.57	ha	– ha	水稲·大豆	28.47	ha	ha	E		
認農		水稲	7.34	ha	– ha	水稲	7.34	ha	ha	F		
認農		園芸振興作物	0.16	ha		園芸振興作物	0.16	ha	ha	G		
認農		水稲	74.2	ha	– ha	水稲	74.2	ha	ha	Н		
認農		水稲	0.19	ha	– ha	水稲	0.19	ha	ha	Ī		
認農		水稲	0.13	ha	– ha	水稲	0.13	ha	ha	J		
認農		水稲·大麦·大豆	111.63	ha	– ha	水稲・大麦・大豆	111.63	ha	ha	K		
認農		水稲	0.03	ha	– ha	水稲	0.03	ha	ha	L		
認農		水稲	1.94	ha	– ha	水稲	1.94	ha	ha	М		
認農		水稲·大麦	37.3	ha	– ha			ha	ha	N		
認農		水稲・そば	3.14	ha	– ha	水稲・そば	3.14	ha	ha	0		
利用者		水稲	7.36	ha		水稲	7.36	ha	ha	Р	高岡市	
利用者		水稲	1.69	ha	– ha	水稲	1.69	ha	ha	Q		
計	17経営体		304.25	ha	0 ha	1	304.15	ha	0 ha			

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積 を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、 経営面積に含めてください。
- 5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名·名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。